

北の縄文ポータルサイト（仮称）構築事業委託業務企画提案説明書

1 業務の目的

令和3年（2021年）7月に世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道の縄文遺跡群（以下、「縄文遺跡群」という。）について統一的な情報発信を行い、北の縄文の価値・魅力を広く伝えるため、道内の各遺跡や周辺の情報を集約した特設WEBサイト（北の縄文ポータルサイト（仮称））を開設する。

2 業務の内容

(1) 北の縄文ポータルサイト（仮称）の構築

WEBサイト上に縄文遺跡群に関する次の事項も含むコンテンツページを作成すること。ただし、下記ア～エについては英語翻訳ページも作成すること。

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された経緯

イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された価値

ウ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の道内の構成資産・関連資産の紹介（遺跡情報、周辺施設情報、アクセス情報等）

エ 北海道の縄文文化の紹介

オ 道内の自治体や縄文に関係した活動を行っている団体（以下、縄文関係団体）が行っている取組やイベント情報

※北海道及び市町村がイベント情報の追加・更新が可能なシステムにすること。

カ 北海道の見学可能な縄文遺跡の紹介

キ 縄文関連の商品取扱店舗、道内縄文関連キャラクターの紹介

ク 地方公共団体等が作成した縄文に関する動画閲覧ページ

ケ その他、縄文遺跡群の魅力、価値が伝わるコンテンツページ

(2) その他

ア (1)に係る詳細については、予め委託者と協議の上、決定すること。

イ 制作したWEBサイトの公表は、3月上旬を目途に行うこと。

ウ 委託期間終了後の管理・運営方法について提案すること。

3 成果品

委託業務を完了したときは、次の成果品を提出すること。

(1) 実績報告書

電子媒体（CD-R）1部及び紙媒体3部（A4判）を納品すること。

※報告内容に上記2(2)イの提案内容を含めること。

(2) 上記2(1)により制作したWEBサイトへのコンテンツの格納

(3) 著作権等

本委託業務に係る成果品（データ）の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 委託事業名

単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所有し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
- コ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
- サ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

5 審査項目

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

- (1) 事業者の業務遂行能力
 - ア 業務を実施するにあたり、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道の縄文遺跡及び文化に関する知識を有しているか。また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用に向けた取組について正しく理解しているか。
 - イ 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。
 - ウ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールか。
- (2) 企画提案の内容
 - ア 北の縄文ポータルサイト（仮称）の構築
 - (ア) 縄文遺跡群の各遺跡等の情報が統一的で分かりやすいサイト構築の提案になっているか。
 - (イ) 縄文遺跡群の価値・魅力が詳細に表現されている提案になっているか。
 - (ウ) 各遺跡の周辺情報や縄文関係団体の紹介ページなどの内容が縄文遺跡群の魅力を高めるような提案になっているか。
 - (エ) 英語翻訳ページについて、外国人にも理解できる内容となっているか。
 - イ 報告書等の作成
 - (ア) 報告書の内容が、分かりやすい記述・構成となるとともに、図表やデータを使用するなどの工夫を期待できるか。

6 業務上の注意事項

- (1) 業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

7 予算上限額

7, 810千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月24日（金）までとする。

9 資格審査申請書、企画提案書の提出期限等

- (1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数
 - ア 提出期限 令和4年8月12日(金)午後5時必着
 - イ 提出場所 9(4)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)
 - エ 提出様式 別添1のとおり
 - オ 提出部数 1部
- (2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数
 - ア 提出期限 令和4年8月24日(水)午後5時必着
 - イ 提出場所 9(4)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)
 - エ 提出様式 任意様式とする。※別添2「(標準様式)企画提案書」参考。
 - オ 提出部数 6部(法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)
- (3) 質問の受付
電子メール(メールアドレス: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp)で受け付けます。
「件名」に【質問: 北の縄文ポータルサイト(仮称)構築事業委託<企業名>】と明記し、本文に業務名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。
なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。
送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
- (4) 提出窓口
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室
担当 児玉
電話 011-231-4111(内線24-143)
FAX 011-232-8695

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 本事業の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通過
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
9(4)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、提出者が6者以上の場合には、書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。